

日米地位協定の改定を求める会長声明

2022年（令和4年）2月24日

兵庫県弁護士会

会長 津久井 進

第1 声明の趣旨

当会は、日米両政府に対し、感染症の拡大防止のために、日米地位協定に、在日米軍関係者が検疫法を始めとする我が国の国内法を遵守することを規定するとともに、日本政府の在日米軍の施設等に対する調査権限を規定することを強く求める。

第2 声明の理由

1 我が国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行は、徐々に収束し、2021年（令和3年）末頃までには全国の一日の感染者数は数百人規模に止まっていた。

しかし、同年12月17日、沖縄県のキャンプハンセンで、クラスター（感染者集団）が発生し、2022年（令和4年）1月からは、沖縄県、山口県、広島県などの日本各地の米軍基地や施設区域に隣接する地域を中心に、兵庫県も含め、日本全国各地でも感染者数が過去に例がない勢いで急増した。

2 日本政府は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行を受け、2020年3月以来、ほぼ2年間にわたって、外国人の入国を停止する極めて厳しい「水際対策」を採ってきたもので、それは「令和の鎖国」と国際的な非難を受けるほどであった。

しかし、そのような状況においても在日米軍は、在日米軍関係者について、米国から日本へ出国する時の検査は実施するものの、日本へ入国する時の検査は実施してこなかったところ、さらに同年9月3日以降は、米国から出国する時の検査も中止していた。すなわち在日米軍関係者は出入国のいずれの時も検査を受けていなかったのである。

日本政府は、在日米軍の出国時の検査中止から4ヶ月近くも経過した2021年（令和3年）12月24日になってその事実をようやく公表し、在日米軍は、同月26日から在日米軍関係者に対する出国72時間前の検査を再開、同月30日から入国後24時間以内のPCR検査を開始したとのことである。

すなわち、およそ4ヶ月もの間、日本政府の「水際対策」には在日米軍という大きな水漏れが生じており、米軍施設や区域からの感染拡大は起こるべくして起こったといわざるをえない。

沖縄県を始め、在日米軍施設のある自治体の首長は、在日米軍施設内における感染拡大に対処すべく、在日米軍や日米両政府に対し、感染拡大防止のために対策や協力を繰り返し求め続けていたが、日本政府からは、2022年（令和4年）1月9日、在日米軍関係者に対する同年1月10日から2週間の行動制限措置と自宅以外でのマスクの着用義務が発表されるに止まり、その後、感染が急拡大する中、在日米軍関係者のマスク着用は徹底されることもなく、沖縄県知事らの延長要請にもかかわらず、同年1月31日には行動制限も解除されるに至った。

3 我が国の検疫法によれば、日本に入国しようとする者は、出国前に新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、検査証明を提示し、入国時に検査を行い、すでに感染拡大が認められる国から入国しようとする者は、指定施設にお

ける一定期間の待機が求められている。

しかるに、約4か月にわたって在日米軍関係者が全く検査を受けることなしに日本に入国していた理由は、日米地位協定に在日米軍に対し検疫法の適用は明記されておらず、(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第9条)、他方、米軍が、直接、在日米軍基地に入国する場合は「合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける」ことで足り(1996年(平成8年)12月2日付日米合同委員会合意A(2))、日本政府による在日米軍に対する検疫は、在日米軍から検疫を受ける旨の通知がある場合に限定されていることによる(外国軍用艦船等に関する検疫法特例第5条)。

また、感染拡大後に、日本政府により、在日米軍基地関係者に対する効果的な感染防止対策が直ちに講じられなかった理由は、在日米軍が施設内における管理権を排他的に有しているため(日米地位協定第3条第1項)、日本政府による在日米軍基地内の情報収集ができず、管理権を有する在日米軍の方針に従わざるを得ないことによる。

- 4 米軍基地が設置されている諸外国のうち、検疫に関して豪州は米軍の検疫法遵守義務を地位協定に明記しており、NATO加盟国は外国軍の出入国管理に関する受入国の手続を遵守することをNATO軍地位協定に規定している。ドイツは、伝染病予防に関する国内法が適用されることを協定に明記しており、イタリアも公衆の健康に危険が生じる場合などにはイタリア軍司令官が介入する旨の規定を設けている。フィリピンは、米軍の環境法令遵守義務を明記するとともに、米軍はフィリピン当局の要請に応じ、検疫に従う義務を規定している。

また、基地の管理について、ドイツは連邦、州、地方自治体による米軍施設への立入権を明記しており、イタリアはイタリア軍司令官が米軍施設の管理権限を規定している。

以上のとおり、米軍基地のある諸外国が米軍関係者に対する検疫や施設内管理に関し、一定の権限を有していることに比し、我が国は著しく不平等な関係にある。

- 5 当会は、2013年(平成25年)2月21日、「オスプレイ配備の中止等を求める会長声明」を発出し、在日米軍が日米地位協定及び航空法特例法によって我が国の航空法遵守義務を負わない危険性を指摘し、日米両政府に対し、日米地位協定並びに航空法特例法の改定・見直しを求めてきた。このたび、同様に、日米地位協定に基づく合意・特例法により、我が国の検疫法が在日米軍関係者に適用されず、日本政府による在日米軍施設等の指定感染症等の情報収集もできず、実効的な感染防止対策を講じられなかった結果、感染拡大し、我が国に住む多くの人々の生命・健康に深刻な悪影響を及ぼすこととなった。

2021年(令和3年)12月には兵庫県の伊丹駐屯地(伊丹市)において、在日米軍約1500名が参加した陸上自衛隊との大規模演習が実施された経緯もあり、兵庫県民にとっても在日米軍関係者の感染防止対策には大きな関心を有しており、日本国憲法の保障する平和的生存権の見地からも再発防止に向けた速やかな対応が求められる。

よって、当会は、日米両政府に対し、感染症の拡大防止のために、日米地位協定に、在日米軍関係者が検疫法を始めとする我が国の国内法を遵守することを規定するとともに、日本政府の在日米軍の施設等に対する調査権限を規定す

ることを強く求める次第である。

以 上